

当診療所は「かかりつけ医」として、必要に応じ、以下のような取り組みを行っています。

- 患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うこと
- 専門医師又は専門医療機関への紹介を行うこと
- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談
- 保健・福祉サービスに関する相談
- 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと

◆ 厚生労働省や新潟県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

ゆきぐに大和診療所長